

第9回世田谷区農業委員会総会

日：令和6年4月30日（火）

場所：三軒茶屋分庁舎5階オリオン

第9回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和6年4月30日（火）午後2時から

開催場所：三軒茶屋分庁舎5階オリオン

出席の委員：会長 宍戸幸男、会長職務代理者 浦野美枝子、高橋光正、清水希悦、高橋哲也、荏部嘉也、井出孝行、細井誠一、長島丈、吉村喜代隆、後藤宏、池田鏡一、植松智、森安一、本橋延隆、高橋拓司、矢藤茂、高橋弘行、羽田圭二、真鍋よしゆき、阿久津皇

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長 梅原文、事務次長 松下順彦、主査 大場憲司、主事 関智秋
主事 下田亮太

会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当なし】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について 【該当なし】
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
 - ・特定農地貸付法に基づく承認申請について
5. 協議事項
 - (1) 令和6年6月の総会日程（案）について
 - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
6. 報告事項
 - (1) ふれあい農園「梅のもぎとり」の開催について
7. その他
8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻より少し早いお時間ですけれども、全員おそろいいただきましたので、ただいまより第9回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第2号議案の資料がNo.1、第3号議案の資料がNo.2、No.3、No.4、No.5、協議事項の資料といたしましては資料No.6、No.7、報告事項の資料はNo.8となっております。また、当日配付の資料といたしまして、東京都農業会議が作成いたしました「市民農園を開設するには」のパンフレットと、東京都農業会議情報第399号、令和6年度東京産農産物の学校給食活用促進事業の事業者募集案内を配付しております。また、資料No.7に関しまして修正がありましたので、差し替え版、資料No.7-1、7-2を配付しております。資料の不足等はございませんでしょうか。

なお、議事に入ります前に、4月1日で前任の古泉に代わり都市農業課農業振興係長に着任いたしました大場が本日出席しておりますので、ご挨拶をさせていただきたく存じます。

○大場主査 皆さん、初めまして。4月に都市農業課農業振興係長に着任しました大場と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第の2、会長挨拶から進めさせていただきます。

宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 (会長挨拶)

まず、議事に入る前に、本日は全委員が出席しておりますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、羽田圭二委員、真鍋よしゆき委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとなります。

転用届出等の内訳ですが、第5条が3件となっております。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、初めに農地法第4条、第5条について説明をさせていただきます。まず、農地を住宅等にする場合には農地法第4条の手続が、農地を農地以外のものにする

場合で、所有者の変更を伴う場合には第5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないものとなっております。この届出については、会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただいております。

それでは、資料No. 1-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号5-5-31。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No. 1-2をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号6-5-1。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No. 1-3をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号6-5-2。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

○宍戸会長 この件について御質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 御質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。

続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが4件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが1件、特定農地貸付法に基づく承認申請についてが1件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。

事務局、よろしくお願いたします。

○事務局 相続税納税猶予に関する適格者証明願についてですが、この証明は、租税特別

措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するというものです。

それでは、お手元の資料No.2をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました細井誠一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○細井委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

続きまして、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の4件について審議いたします。

1件目について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.3-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました吉村喜代隆委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○吉村委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目の説明を事務局、お願いいたします。

○事務局 資料No. 3-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました本橋延隆委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○本橋委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、3件目の説明を事務局、お願いいたします。

○事務局 お手元の資料No. 3-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました高橋拓司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋（拓）委員 （委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、4件目の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.3-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

（事務局より、申請内容について説明）

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました矢藤茂委員、調査結果の報告をよろしくお願いいたします。

○矢藤委員 （委員より、調査内容について報告）

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての1件について審議いたします。

事務局、よろしく御説明をお願いいたします。

○事務局 生産緑地には農業施設以外への転用には制限がありますが、生産緑地の買取り申出を提出し、都や区が買い取らない場合等、関係者へのあっせんが不調に終わった場合に、申出から3か月が経過すると、その行為制限は解除されます。生産緑地の買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示から30年経過、または主たる従事者の死亡、農業に従事することが不可能となった場合となるのですが、その証明を出す際に主たる従事者証明が必要となります。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者だったことの確認を行っております。

それでは、お手元の資料No.4をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました細井誠一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○細井委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、承認させていただきます。

以上で、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議を終わります。

次に、特定農地貸付法に基づく承認申請についてが1件ございます。審議いたしますので、事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局 特定農地貸付法は、地方公共団体、農協、農家、企業、NPO法人等が小面積の農地を市民農園として都市住民等に短期間貸し付けることができるよう農地法の特例を定めた法律で、平成元年に成立をしております。

今回は、区内の農家の方が自ら開設する市民農園についての申請となります。

資料No.5をご覧ください。第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請について。

(事務局より、申請内容について説明)

事務局からの説明は以上となります。

○宍戸会長 ありがとうございます。この件について調査されました清水希悦委員、調査結果の報告をよろしくお願いいたします。

○清水委員 (委員より、調査内容について報告)

報告は以上になります。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、承認させていただきます。

以上で、特定農地貸付法に基づく承認申請についての審議を終わります。

これをもちまして、次第4の議案の審議は終わります。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和6年6月の総会日程(案)について協議いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.6、令和6年6月の総会日程(案)についてをご覧ください。

次回の総会の開催日時につきましては、令和6年5月30日木曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎3階教室での開催が決定しております。

令和6年6月の開催日時につきましては、6月27日木曜日午後4時から、会場は区役所東棟9階委員会室での開催を予定しております。

なお、区役所新庁舎はセキュリティーの関係で、そのまま会場である9階まで入館することはできないとのことですが、入館方法と詳細につきましては次回の総会でご案内をさせていただきます。

以上、ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件について御質問等がございましたら、お願いいたします。

○真鍋委員 前は15時と伺った気がしたんですが、16時は、会場の都合か何かですか。

○事務局 職務代理の前の仕事の状況で、1時間遅れての開催とさせていただいております。

以上でございます。

○井出委員 今ある臨時駐車場みたいなものはまだ設置されているんですか。車等は一切……。

○事務局 お車でのご来場ということでしょうか。

○井出委員 もしくは、車で行った場合に、臨時駐車場みたいなところがあるんですか。まだそこまでは分からないですか。

○真鍋委員 第2庁舎の地下の駐車場は従来どおり稼働しているので、使える。

○事務局 ありがとうございます。

○井出委員 分かりました。

○宍戸会長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ほかに意見がないようですので、総会の日程案については、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、案のとおりと決定いたします。

続きまして、(2)の生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 申し訳ございません、差し替え版の資料のNo.7-1と7-2をご覧ください。生産緑地の取得のあっせん依頼についてでございます。本件2件につきましては、主たる従事者の死亡による買取り申出となります。4月1日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区等の関係機関に照会をかけたが、買取り申出はないという結論が出ましたので、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、買取り希望等がありましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.8をご覧ください。ふれあい農園「梅のもぎとり」の開催についてでございます。周知方法につきましては、5月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページ等でご案内をさせていただきます。

以上となります。

○宍戸会長 この件について御質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 御質問がないようですので、以上で次第6の報告事項を終了いたします。

続きまして、次第7、その他について、何かございますでしょうか。

○事務局 事務局から2点ございますので、お願いいたします。

まず、本日配付をいたしました令和6年度東京産農産物の学校給食活用促進事業のご案内となります。恐れ入ります、資料をご覧ください。

この事業は、学校給食向けに東京産農産物を継続的に出荷しており、出荷品目の拡大または出荷量の増大を計画している農業者に対して、皮むき機や洗浄機、選別機等の購入にかかる経費の3分の2以内を東京都が補助する事業となりますが、通常の補助事業と異なりまして、区を経由することなく、農業者の皆様が直接東京都に申請を行う必要がございます。

また、応募の締切りが6月14日必着と大変短くなっておりますこと、また、応募の前に事前相談を必ず行っていただきたいということがございます等、制約が多い補助事業ではありますが、ご関心のある方は、1ページ目に記載のあります東京都産業労働局農林水産部食料安全課にお問合せをお願いいたします。

続きまして、もう1点ございまして、こちらは事務局から皆様に1件ご相談をさせていただきたいと思っております。

これまで委員の皆様から、農地の肥培管理等についての勉強会等の機会があるとよいといったようなご意見をいただいております。これを受けまして、東京都農業会議に相談

をいたしましたところ、講師をお受けいただけるのご回答がございましたもので、総会の後にお時間を1時間なりいただきまして、一度開催をしたいと考えてございます。

事務局といたしましては、今年の農地パトロールの前に開催できればと考えておりますので、皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思います。

以上2点、事務局からでございます。

○宍戸会長 ただいま2つのご説明がございましたが、ご意見等がございましたらよろしくお願いたします。

私からなんですけれども、肥培管理は意外と、農業委員さんは理解はしているんですけども、それを農家さんにいろいろ説明している中で、問題になるのは生産者の方だと思うんですけども、もしこの農業委員会でやった後に、そういうものを各JAだったりそういうところでやらない限りはなかなか難しい部分もあると思うので、もしそういう場を、私たちからするとそっちのほうが必要かなと思うんですけども、まずは大体の方向性みたいなものを聞くのはいいと思うんです。

今、肥培管理の件の御講義をいただくということなんですけど、これについては何か御意見はございますでしょうか。

○池田委員 意外と肥培管理に関しては皆さんの個人的意見も入っていると思うんですけども、一度こういう機会があるんでしたら、どこかを抜粋して見学するようなあれはないんでしょうか。

○宍戸会長 現地を見学ということですか。

○池田委員 はい。そういうあれはないですか。ほかの地区は全然分からないんですよ。

○宍戸会長 それも踏まえて、まず今回はそういう説明を委員の人に理解してもらうための勉強会ということで、その後どうするかというのは私たちが決めさせていただくような形でどうですか。

○事務局 承知いたしました。

あと、肥培管理と申しあげましたけれども、この際取り上げてほしいテーマについても何かご意見がございましたら、それを盛り込んだ形で、また御講義というか、勉強会的なものを組めればと思っております。

○真鍋委員 先程、農地パトロールの前にその会をやるよということだったんですけども、スケジュールからいって、7月31日か8月29日という理解でよろしいですか。

○事務局 真鍋委員のおっしゃるとおり、現在、7月31日を中心に8月29日、このあたり

で調整をしていきたいと考えておるところでございます。

○真鍋委員 それから、肥培管理の一つの基準を示してもらうことは大事なことだと思うんですが、前回か前々回のこの農業委員会で、前期でやりました生産緑地と相続税納税猶予を受けている生産緑地の違い、何はオーケーで何は駄目だという取扱注意でこの農業委員会として作成して、農業会議所にもいろいろ問合せをした経緯があります。ですから、せっかく講師の方が来られるならば、あれをもう少し成案をしていくというか、基にして、もう一度みんなであれを確認していくことのアドバイスみたいなものもいただけたら私はありがたいと思うんですが、よろしく申し上げます。

○事務局 真鍋委員の今のご提案は、また農業会議の方とも調整をしながら、なるべく実のあるような内容にしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○宍戸会長 いろいろとご意見もいただいたんですが、もし、この会議が終わった後、皆さん、何か意向がありましたら、事務局の方にその旨をお伝えいただければ、また私と検討しながら進めていきますので、そのものに対してはそれでよろしく願いいたします。

○井出委員 さっき、いろいろと報告いただいても、やっぱり受け取り方が大分違うんですね。ですから、できたら、前に立川のあっちのほうでやったときに、プロジェクターで、例えば現地の写真でもいいですから、そうしたらみんなが同じように共通したものが見られると思うんですね。先程の意見のように全員で行ければそれがいいんですけども、なかなかそれは難しいと思いますので、できたら、プロジェクターを使ったものでも、こういうところはオーケー、ここは駄目ですよみたいな、そうすると一緒に見られますから。共有できるものそういうふうにならなければありがたいんですけども。

○事務局 今、井出委員からお話ございました件につきましては、農業会議の方とも、使います資料等を調整させていただきながら、検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○宍戸会長 ほかにはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、日程につきましてはまたご連絡いただくということですか。

○事務局 決まりましたところで、一応、会長の方にもお伝え申し上げて、皆さんに周知していきたいと思っております。

○宍戸会長 では、それでよろしく願いいたします。

そのほかに何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 特にないようであれば、以上で予定案件は全て終了しましたので、本日の農業委員会総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

それでは、閉会の挨拶を浦野美枝子職務代理人、よろしくお願いいたします。

○浦野会長職務代理人 (会長職務代理挨拶)

この議事録は、令和6年4月30日(火)開催の第9回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男